

## 1. 目的

マスコットキャラクターとロゴマークを通じて事業団の認知度の向上を図り様々な世代の市民に活動をPRし、より親しみやすく市民から愛される施設を目指すことを目的とする。

## 2. 公募規定

### (1) 公募方法

- ・広報「戸田市」8月1日号、及び（副）戸田市社会福祉事業団ホームページに掲載

### (2) 公募内容

- ・キャラクター若しくはロゴマークの図案
- ・キャラクター若しくはロゴマークのコンセプト（作品の説明・概要・設定等）
- ・キャラクターの名称（愛称）

### (2) デザイン画の条件

- ・戸田市社会福祉事業団の活動にふさわしいデザインに限る。
- ・画材、色彩、技法は自由とするが、カラーのデザインとする。  
（キャラクターの場合、正面から捉えたデザインとする。）

### (3) 応募条件

- ・特に制限は定めないが応募1件につき1作品とする。（プロ・アマは問わず）

※応募作品は応募者が創作した未発表作品とし、他の作品と同一または類似していません。  
なお、結果発表後であっても、これらの条件に違反していたことが判明した場合、入賞は無効となります。

※著作権、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は社会福祉法人戸田市社会福祉事業団に帰属するものとします。

※第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。当事業団では一切の責任を負いかねます。

### (5) 募集期間

平成25年8月2日（金）～平成25年9月20日（金）

### (6) 応募方法

- ・専用応募用紙、及びA4用紙による郵送かメールによる電子データでの受け取り、または（福）戸田市社会福祉事業団総務課に持参してください。

（郵送の場合締め切り日消印有効、メールの場合締切日の23：59までの受信を有効とします。

電子データでの応募の場合、jpeg、gif、TIFF、PDFのいずれかにて2MB以内としてください。）

《記入方法》

名称名・住所・氏名・電話番号・職業（会社名、学校名等）・年齢を明記する。

- ・応募作品は返却しませんのでご了承ください。（但し落選作品の著作権等一切の権利を放棄いたします。また一切の転用等もいたしません。）

・応募作品の提出にかかる費用については、応募者の負担となります。

(7) 提出先

社会福祉法人戸田市社会福祉事業団 総務課

3. 審査及び発表

(福) 戸田市社会福祉事業団マスコットキャラクター・ロゴマーク選定委員会の審議を経て、理事長が決定するものとする。なお、決定されたマスコットキャラクター・ロゴマークは広報「戸田市」、及び(副) 戸田市社会福祉事業団ホームページにて発表するものとする。

4. 懸賞

採用作品応募者（キャラクター、ロゴマークそれぞれ）に商品券1万円とする。

5. 問い合わせ先

社会福祉法人戸田市社会福祉事業団 総務課とする。